

コミュニティセンター・学習等供用施設・地区公民館を利用される皆様へ

公民館等社会教育施設でサークル活動を行うためには、サークル等活動調査票の提出が必要です。活動調査票は、会員・役員等が変更となることから、毎年提出していただきます。

4月30日(木)までに、書類の提出をお願いします。

サークル活動とは

1. 会員と講師（指導者）の関係

会員の総意で講師を選定し師弟関係でなく、対等な人間関係で相互学習を重視すること。

- ・講師は、サークルの活動目的を理解し、会員相互の仲間づくりを中心とした健全で自主的な団体活動を支援するような人が望ましいと考えます。
- ・講師は、サークルの専門的な学習事項に関して指導するもので、決してサークルを代表するものではありません。

2. 経理

会員の互選による会計係が会費を集め、会の運営に充てること。(月謝ではなく会費)

- ・経理内容は会員に公開すること。
- ・講師謝金の額は会員の総意で決定しサークルから講師に依頼する。講師から金額の提示をしないこと。

3. 運営

規約・会則等を定め、会員の総意で民主的に運営し、学習の成果を広く地域に還元できるよう留意して運営すること。また、他のサークル等と連携・協調を図ること。

- ・開かれた団体として、会員の入会、退会は自由とし、常に公開平等の民主的運営を行うこと。ただし、定員、活動内容による制限は可とする。
- ・サークル員数は5名以上の会員で構成すること。
※実際の利用人数が、5名未満が半年以上続く場合、登録を解除します。
- ・代表者は、サークル運営が円滑となるよう会員の総意をまとまるよう務めること。
- ・登録サークルの要件は会員の半数以上が館山市民であること。
- ・会員は、サークルの一員であることを自覚し、塾・カルチャーセンターに準ずるような活動にならないように、全会員で務めること。

4. 活動場所

公民館等の社会教育施設を中心に自主的に活動する。

- ・公民館では営利目的での活動、特定の政党の利害に関する活動、宗教活動をすることができません。

5. 緊急時の対応など

公職選挙において、公民館等が投票所などになる場合は、使用を取り消す場合があります。また、災害などのため、避難所の開設があった場合は使用できません。

6. 提出書類（以下の書類を提出してください）

- サークル等活動調査票
- 名簿
- 規約または会則

※活動調査票の様式が変わりました。
※規約または会則は毎年提出していただきます。作っていないサークルは新しく作ってください。

■ サークルと塾

社会教育施設におけるクラブ・サークル活動と私塾との違い

	サークル (社会教育施設における活動)	私塾 (営業活動)
会員と講師の関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会員の総意で講師を選定する。 ○ 横の人間関係で相互学習を重視する。 ○ 講師はサークルの趣旨を理解。 (講師と会のつながり) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講師(経営者)が自ら主催。各自が申し込む。 ○ 師弟関係となる。 (講師と個人のつながり)
経理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会員の互選による会計係が会費を集め、会の運営費に充てる。(月謝ではなく会費) ○ 経理内容を会員に公開する。会計報告がある ○ 講師謝金は、会員の総意で決め、サークルから講師にお願いする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人が直接講師(経営者)に支払う。 ○ 経理は通常公開しない。 ○ 講師(経営者)の意思により月謝の額を決定する。
運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会員の総意で自主的・民主的に運営する。 ○ 学習の成果を広く地域に還元できるよう留意して運営する。 ○ 他のクラブ・サークルと連帯・協調をはかる。 ○ 目的に沿い会員の総意で運営。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講師(経営者)の方針で運営する。 ○ 会場の確保等運営は全て講師。 ○ 個人の欲求充足が優先され、資格・免許の取得に重点がおかれる。 ○ 営利採算を重視する。
活動場所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館等の社会教育施設(教育機関) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館の利用はできない。